

議案第6号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年墨田区条例第51号）の一部を次のように改正する。

付則第5項から第7項までを削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行されたことを踏まえ、職員の保健衛生業務手当の上限額の特例を廃止する必要がある。